

愛知県行政書士会補助者規則

(規則第45号)

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県行政書士会（以下「本会」という。）会則第30条の2の規定に基づき会員（行政書士の使用人である行政書士又は行政書士法人の社員若しくは使用人である行政書士を除く。以下同様とする。）が置く補助者について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助者」とは、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第19条の3に定める「使用人その他の従業者」のうち、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第5条（第12条の3により準用される場合を含む。）に定める者であって、会員が法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うにあたり、当該会員の指揮命令を受けて、当該業務に関する事務を補助する事務（以下「補助者事務」という。）に従事する者をいう。

(補助者の設置)

第3条 会員は、法第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び他法令等に基づく行政書士業務を行うために必要がある場合に限り、補助者を置くことができる。

(不適格事由)

第4条 会員は、次の各号のいずれかに該当する者を補助者としてはならない。

- 一 法第2条の2各号のいずれかに該当する者
- 二 行政書士又は行政書士法人から懲戒解雇され、その日から3年を経過していない者
- 三 住所又は居所が勤務を要する会員の事務所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤に概ね2時間以上を要する者（通勤確認のできる資料を提出した者を除く。）
- 四 日本国籍を有しない者にあっては、補助者事務に従事することができる在留資格等を有しない者
- 五 現に行政書士として登録されている者
- 六 反社会的勢力と密接な関係性を有する者
- 七 行政書士又は行政書士法人の補助者としての誠実な業務遂行が阻害されるおそれのある者
- 八 臨時に使用する者

(会員の責務)

第5条 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせる場合には、会員の責任において指揮命令及び監督をしなければならず、業務に関し補助者任せにする等の行為をしてはならない。

- 2 会員は、常に補助者の資質の向上に努めなければならない。
- 3 会員が、法第14条又は第14条の2の規定により業務の停止処分を受けたときは、補

助者にも業務に関する事務を行わせてはならない。

4 会員は、補助者を直接雇用し、労働関係諸法令を遵守しなければならない。ただし、会員と生計を一にする配偶者その他の親族で労働者に該当しない者を除くものとする。

5 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせたことにより依頼者又は第三者に損害を与えたときは、正当な事由がない限り、当然にその責任を負わなければならない。

(補助者事務の対価)

第6条 補助者事務の対価は、補助者を設置した会員の行政書士報酬の中から支払われなければならない。

(補助者の設置手続)

第7条 会員は、補助者を置いたときは、2週間以内に次の各号に定める書類を添付して補助者設置届（様式第1）を本会に提出しなければならない。

一 誓約書（様式第2）

二 補助者となる者の住民票の写し（本籍又は国籍の記載のあるもの、個人番号を除く（以下「住民票の写し」という。））

三 補助者となる者の顔写真1枚（縦3cm×横2.5cmのサイズとし、届出前3か月以内に撮影したもの。以下顔写真を添付する場合は、この規格とする。）

四 雇用契約書又は労働条件通知書の写し（第5条第4項ただし書きに該当するものを除く。）

五 在留カード又は特別永住者証明書の写し（日本国籍を有しない者の場合）

六 通勤確認のできる資料（第4条第三号に該当する者の場合）

七 職名の併記を申請する場合は、職名使用届（様式第10）及びそれを証する書面

八 その他本会が必要と認める書類

2 会員は、補助者を置いたときは、補助者名簿を備えこれに補助者の住所及び氏名を記載し、次に掲げる書類と共に保存しておかなければならぬ。補助者を廃止し又は補助者がその身分を喪失した場合にあっても、当該事由発生の日から5年間は、同様とする。

一 履歴書（顔写真貼付）

二 住民票の写し

三 雇用契約書又は労働条件通知書の写し（第5条第4項ただし書きに該当するものを除く。）

四 在留カード又は特別永住者証明書の写し（日本国籍を有しない者の場合）

(不適格事由に該当しないことの確認)

第8条 本会は、前条第1項の届出があったときにおいて、第4条に定める不適格事由に該当しないことを確認するものとする。

(補助者証及び補助者証の有効期間)

第9条 本会は、前条の確認後、会員に補助者証（様式第3-1又は第3-2）を交付する。

2 補助者証の有効期間は補助者証発行の日から5年とする。

3 期間の定めのある雇用契約を締結した者又は日本国籍を有しない者の補助者証の有効期

間は、契約の終期又は在留期間の終期が前項の有効期間より先に到来するときは、当該終期までとする。

- 4 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするときは、常に補助者証を携帯させなければならない。

(補助者章)

第10条 会員は、補助者に業務に関する事務を行わせようとするときは、補助者章を着用させるよう努めなければならない。

(補助者証の更新)

第11条 会員は、補助者証有効期間満了日の3か月前から有効期間満了日までに、補助者証の更新を行うことができる。

- 2 補助者証の更新は、補助者証更新申請書（様式第9）に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。

一 誓約書（様式第2）

二 住民票の写し

三 顔写真1枚

四 雇用契約書又は労働条件通知書の写し（第5条第4項ただし書きに該当するものを除く。）

五 在留カード又は特別永住者証明書の写し（日本国籍を有しない者の場合）

六 その他本会が必要と認める書類

- 3 本会は、前項の届出があったときは、第4条に定める不適格事由に該当しないことを確認した後、会員に新たな補助者証を交付する。

- 4 会員は、更新された補助者証の交付を受けた場合には、速やかに従前の補助者証を返納しなければならない。

- 5 本会は、有効期間が満了しても更新申請のない会員に対して、督促を行う。督促後1か月を経て、なお、更新申請のない補助者については、補助者証の返納と、補助者廃止届（様式第7）の提出を求めるものとする。

(届出事項の変更)

第12条 会員は、補助者の届出事項に変更があったときは、2週間以内に補助者届出事項変更届（様式第4）に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。

一 住所を変更したときは、住民票の写し

二 氏名を変更したときは、戸籍抄本及び顔写真1枚

三 補助者証の会員に関わる記載事項を変更したときは、顔写真1枚

四 職名の併記を届出る場合は、補助者届出事項変更届（様式第4）、職名使用届（様式第10）及びそれを証する書面

五 職名の廃止を届出る場合は、補助者届出事項変更届（様式第4）及び職名廃止届（様式第11）

六 その他本会が必要と認める書類

- 2 本会は、前項の届出中、補助者証記載内容の変更に関連する届出があったときは、当該記載内容を変更した新たな補助者証を会員に交付する。
- 3 会員は、変更された補助者証の交付を受けた場合には、速やかに従前の補助者証を返納しなければならない。
(補助者証の再交付)

第13条 会員は、補助者が補助者証を紛失し、又は毀損したとき等は、遅滞なく、補助者証再交付申請書（様式第5）に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。

- 一 誓約書（様式第6）
 - 二 顔写真1枚
 - 三 毀損の場合にあっては、当該補助者証
 - 四 その他本会が必要と認める書類
- 2 本会は、前項の申請があったときは、新たな補助者証を会員に交付する。
 - 3 会員は、紛失等を理由として補助者証の再交付を受けたのち、従前の補助者証を発見した場合には、速やかに返納しなければならない。
(補助者の廃止)

第14条 会員は、補助者を廃止し又は補助者がその身分を喪失したときは、補助者証を添えて、遅滞なく、補助者廃止届（様式第7）を本会に提出しなければならない。

- 2 会員は、行政書士登録抹消届を提出するときは、補助者廃止届（様式第7）及び補助者の職名使用を届出している場合は職名廃止届（様式第12）に補助者証を添えて本会へ提出しなければならない。
- 3 本会は、会員が設置する補助者に第1項に該当する事由に至ってから、1ヶ月を経ても会員から補助者廃止届（様式第7）が提出されないときは督促を行う。
- 4 本会は、前項の督促を行ってから1ヶ月を経ても会員から補助者廃止届（様式第7）が提出されないときは、第23条の補助者簿から除外することができる。

(報告又は資料の提出)

第15条 本会は、会員が設置した補助者に關し必要があるときは、当該会員に対し、期限を定めて報告又は資料の提出を求めることができる。

(補助者の身分の喪失)

第16条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助者はその身分を失う。

- 一 法第6条の5第1項により登録取消の処分を受けたとき。
- 二 法第7条第1項又は第2項により登録抹消の処分を受けたとき。
- 三 法第13条の19第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(補助者証の返納)

第17条 本会は、会員の設置した補助者について、第4条各号に定める不適格事由に該当するおそれがあると認められるに至った場合において、当該会員に弁明の機会を付与したにも拘わらず、当該会員がそのおそれがないことを証明できなかったときは、当該会員は、補助者証の返納と補助者廃止届（様式第7）を提出しなければならない。

(補助者証の返還)

第18条 会員は、次の各号のいずれかに該当した場合には、遅滞なく、補助者証を本会に返還しなければならない。

- 一 本会を退会したとき。
- 二 法第14条第二号又は第14条の2第二号の処分を受けたとき。
- 三 本会会則に基づく会員の権利の停止処分を受けたとき。

(補助者証の交付の留保)

第19条 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、補助者証の交付を留保することができる。

- 一 会員が日本行政書士会連合会倫理研修規則第2条第一号に規定する一般倫理研修の受講義務を果たしていないとき。
- 二 会員が本会会則第9条第1項に定める会費を滞納しているとき。

(補助者の研修)

第20条 本会は、第5条第2項に定める責務の履行に資するため、実費を徴収して、補助者に対する研修会を開催することができる。

(不利益処分)

第21条 本会は、会員が本規則に違背する行為を行ったときは、当該会員に対して、本会会則第36条第1項に定める会員の処分を行うことができる。

(費用)

第22条 本会は、この規則に基づく新たな補助者証の交付が伴う場合については、1名につき2,500円の手数料を徴収する。

(補助者簿)

第23条 本会は、個人会員の補助者について補助者簿（様式第8-1）を、又法人会員の補助者について補助者簿（様式第8-2）を作成し会員が退会するまで保存する。

(保存)

第24条 本会は、この規則に基づいて本会に提出された書類を、提出された日から10年間保存しなければならない。

(改廃)

第25条 この規則を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月16日から施行する。同日、愛知県行政書士会補助者に関する規則（規則第29号）は廃止する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に本会が発行している補助者証については、この規則に基づき発行されたものとみなす。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。